

## 東南アジア及び香港における青果物プロモーション業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する東南アジア及び香港における青果物プロモーション業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

### 1 業務の概要

#### (1) 目的

県産青果物の主要な輸出先である東南アジア（マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム等）及び香港において、安定的な販路を確保するとともに、新たな販路を開拓し、更なる輸出拡大を図るため、各国のマーケットの特徴に応じた長期間のプロモーションを実施し、県産青果物の認知度向上及び需要拡大を図る。

#### (2) 対象とする国及び地域

東南アジア（マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム等）及び香港（以下「各国」という）。

#### (3) 対象品目

なし（にっこり）、いちご（とちあいか）を主とする県産青果物

### 2 委託業務内容

#### (1) プロモーションの基本方針

乙は、現地の輸入事業者等と連携し、一般消費者やバイヤー等の県産青果物に対する認知度及び購買意欲の向上を図るため、以下の(2)から(5)を基本として、海外現地におけるプロモーション活動を実施する。

#### (2) 品目ごとの留意点及び対象国

##### ① いちご

対象品種は「とちあいか」とし、対象国はマレーシア、タイ及び香港を主とする。大果で、食感に優れ、甘みの強い特長を消費者やバイヤーに浸透させるための取組を行うこと。

##### ② なし

対象品種は「にっこり」とし、対象国はマレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム及び香港を主とする。プロモーションの実施に当たって、他県産や他国産にはない、果実の大きさやなめらかな食感、強い甘みなどの「にっこり」の特徴を消費者やバイヤーに的確に伝える取組を行うこと。

#### (3) バイヤーや商品販売担当者等への啓発活動

各国のバイヤー、小売店の青果物販売担当者に対して県産青果物の魅力と商品情報、商品の取扱や陳列等に関する留意点等を周知する取組を行うこと。また、県産青果物を取り扱う事業者に対しては、必要に応じて販促資材等の提供を行うこと。

#### (4) 消費者に対する試食宣伝活動

##### ① 実施期間

試食宣伝は、令和8（2026）年12月から令和9（2027）年1月を重点実施期間とし、県産青果物の出荷状況や各国の文化・慣習などを踏まえ、消費喚起と購買行動への誘導に効果の高いタイミングで継続的に実施すること。

## ② 実施回数及び実施店舗数

実施回数は、品目ごとに、2 (2) に記載された各国において1店舗以上で実施し、週末を中心に延べ15回以上実施すること。また、2 (2) に記載された各国以外で実施する場合は、実施国及び店舗数について、県産青果物の出荷状況や各国の需要等を踏まえ、甲乙協議の上実施すること。

## ③ その他

試食宣伝の実施に当たっては、多くの消費者を売り場へと誘導できるよう、広告や展示物等の販促資材を作成及び活用し、適宜売り場に設置する他、試食と併せてリーフレットの配布等を行うこと。なお、甲が所有している販促資材の作成及び活用に必要なデータ等は、甲から提供する。

## (5) SNSや電子商取引（EC）サイトを活用した販売促進活動

各国の消費者やバイヤー等に対して、県産青果物の魅力を広く発信するため、輸入事業者等と連携し、SNSによる情報発信の他、各国における県産青果物の認知度に応じて、ECサイトでの商品紹介等を実施すること。

## (6) 効果的な県産青果物プロモーション活動に向けた提案

乙は、上記(3)から(5)に関して、より効果的な実施方法を甲に提案・協議し、それらのプロモーション活動を実施すること。また、(3)から(5)以外に、本業務委託の目的達成に効果的な取組がある場合は、その内容を甲に提案し、実施について協議すること。

## (7) 試食宣伝等におけるサンプルの手配

乙は、県内の農業団体等と調整の上、各国での試食宣伝等に用いる県産青果物のサンプルを確保し、各国のプロモーションの実施場所まで輸送すること。その際、当該青果物の輸出に係る諸手続（通関、検疫、放射性物質検査、必要書類の整備等）も併せて行うこと。また、必要に応じて各国内において検品等を行うとともに、当該青果物の品質等に課題が見られる場合は、速やかに甲に報告し、その対応について協議すること。

## (8) 今後の更なる輸出拡大を図るための提案

乙は各国における県産青果物と競合する他県・他国産青果物の動向や、当該品目の需要、価格動向の把握に努めるとともに、本業務委託に対する消費者やバイヤーの反応等を勘案の上、各国における県産青果物の市場性に関する見通し及び輸出拡大を図るための方策を提案すること。

## (9) その他の業務

県職員等が市場調査等を行うため、各国に渡航する場合は、甲乙協議の上、各国の輸入事業者やバイヤーとの面談、プロモーション実施店舗の訪問等に係る事前調整及び現地での案内などを行うこと。また、本委託業務の実施に当たり、甲が必要と認める関連業務を実施すること。

## 3 委託業務の実施場所

日本国内、東南アジア（マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム等）及び香港とする。

## 4 委託期間

契約締結の日から令和9（2027）年3月12日までとする。

## 5 委託料の支払い等

委託料の支払いは、業務完了検査後の精算払いとする。また、この仕様に基づいて発生した経費の支払いは日本国通貨を基本とするが、その詳細については契約時に別途協議の上決定する。

## 6 事業完了後の手続き

### (1) 業務完了報告

乙は、委託業務の完了報告を以下の①及び②（いずれも任意様式）の提出により、契約期間内に行うこと。

#### ① 業務完了報告書

#### ② 成果品

##### ア 成果報告書（電子媒体）

成果報告書には以下の内容を記述すること。

- a 事業の結果概要（実施店舗、期間等）
- b バイヤー及び消費者の反応
- c 委託業務に関するまとめ、課題、分析、考察
- d 輸出拡大を図るための提案
- e その他、委託業務に係る事項

##### イ 現地における主な活動記録写真（電子媒体（JPEG形式））

### (2) 処理状況の報告

乙は、甲の求めがあった場合、委託業務の処理状況について報告すること。

## 7 その他

- (1) 乙は、本委託業務の実施に当たっては、甲と事前に協議及び調整を行うこと。
- (2) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。
- (3) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (4) 乙は、業務を第三者に一括して再委託することはできない。また、業務の一部を委託する場合は、甲と協議の上、実施することができる。
- (5) 仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更することを可能とする。